

受理番号 第 40 号

受理日 平成26年11月4日

国土建第 1 6 1 号

平成26年10月31日

(一社) 日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正について

今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号）及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成26年10月31日付け国土交通省告示第1055号）が制定されたところであるが、これらを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、本件改正は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律56号）を踏まえ、新たに若年の技術者及び技能労働者（以下「若年技術職員」という。）の育成及び確保の状況の評価を追加するとともに、建設機械の保有状況の項目について、評価対象機種を拡大したものである。

若年技術職員の育成及び確保の状況の評価については、現行、技術力の項目において既に技術職員の資格と人数を評価対象としているところ、中長期的な担い手の育成・確保の観点から、若年技術職員について付加的な要素として評価するものである。

#### 記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。

#### 附 則

この通知は、平成27年4月1日から適用する。